

防火対象物使用開始（変更）届出書の届出要領

1 届出の趣旨

消防機関が施設と管理の両面からその実態を的確に把握し、当該防火対象物又はその部分を使用開始する当初から適法な状態を確保しようとするものである。

2 届出要領

（1）届出時期

使用開始する日の7日前までに提出すること。

（2）添付図書

以下の表（3）－1に掲げる添付書類を防火対象物使用開始（変更）届出書に添付すること。

表（3）－1

	新築	既存建物へのテナント入居
案内図	○	
配置図	○	
建物求積図	○	
各階平面図*1	○	○
立面図	○	
断面図	○	
無窓階算定資料一式*2	○	○
内装仕上表*3	○	○
厨房機器一覧表*4	○	○

*1 平面図には、火気使用箇所、防火区画、危険物の貯蔵又は取扱箇所等を明示すること。

テナント入居の場合は、入居する階の平面図で足りるものであるが、工事が発生しない消防用設備等（設置届等が提出されない消防用設備等）については、その適合性を判断するため、設置位置を平面図に記載すること。

*2 無窓階以外の階となる階に限る。

算定資料一式：算定に係る計算書、算定開口部の位置、建具表（ガラス種類、厚み、鍵の種類、シャッターの有無等がわかるもの）、配置図（道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであることがわかるもの）

*3 消防用設備等の設置基準を緩和するために壁・天井の仕上げを不燃材料等にする場合に限る。

*4 同一厨房内のこんろ、レンジ、オーブン、フライヤー等の厨房設備の入力合計がわかるもの。
（個人住居など、入力合計が明らかに117KW未満である場合を除く。）

（3）届出方法

[ちば電子申請システム](#)にて電子申請、又は、届出書2部（正本及び副本をそれぞれ1部）を届け出ること。郵送による届出については、「[郵送による届出等について](#)」を参照すること。

（4）届出先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階
千葉市消防局予防部指導課

＜担当係＞

建築第一係（中央区、緑区） Tel043-202-1668

建築第二係（花見川区、稲毛区、若葉区、美浜区） Tel043-202-1736

※消防用設備等の設置又は変更を伴わない防火対象物使用開始（変更）届出については、管轄の消防署でも受付可

3 届出に係る留意事項

（1）一般的事項

ア 届出様式、記載例は、[千葉市消防局のホームページ](#)を参照すること。

イ 添付書類は、折り上げて JIS A4 を原則とする。また、図面の縮尺は、100 分の 1 を原則とするが、その目的が達成される場合にあってはこの限りでない。

（2）個別的事項

ア 消防用設備等に係る軽微な工事の際、防火対象物の使用開始届を行う必要がある場合は、当該届出の省略はできないものであるが、使用開始検査（同意規程第11条第4項に規定する検査をいう。）のうち、現場確認を省略することができるものとする。（第4章第1節第2「消防検査・使用開始検査」を参照）

イ 上記アの場合においても、写真等により適合性を確認すること。